

山形、昭60不64、平3.11.25

決 定 書

申 立 人 X

被申立人 山形県教育委員会

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和60年5月22日、当委員会に不当労働行為の救済を申立てた上記申立人は平成元年10月12日に死亡した旨の届出が、平成3年10月8日、同人の所属した山形県高等学校教職員組合からなされた。

当委員会は、調査の結果、同人の死亡を確認した。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して、主文のとおり決定する。

平成3年11月25日

山形県地方労働委員会
会長 設楽作巳 ㊟